

# 議 会 運 営 会 議 運 営 た よ り

6月/2021年/NO.46

発行 ■ 特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（認定法人）[鎌倉市市民活動センター指定管理者]  
TEL0467-60-4555 FAX0467-61-3928 ■ E-mail:npo@chive.ocn.ne.jp ■ http://npo-kama.sakura.ne.jp/uk/

## 特集・・「第22回 通常総会報告」

### 市民活動の明日を創ろう

セルフチェックによる組織課題の見える化と組織のリデザイン事業のための

「17」のチェックポイントとは？

「17」という数字を聞いて皆さんは、何を思い浮かべるでしょうか？ 俳句？ 川柳？ それともSDGs(エスディーゼイズ)の持続可能な17の開発目標ですか？ でも、ここで紹介したいのは、「セルフチェックによる組織課題の見える化と組織のリデザイン事業のための17のチェックポイント」についてです。

この事業は、「17」のチェックポイントを用いて団体の組織運営を振り返り、組織課題を可視化し、課題の改善を通して組織基盤を強化することが目的です。市民活動団体のいわば「健康診断」であり、「17」のチェックポイントは、その「検査項目」と言えると思います。藤沢市民活動推進機構と一般財団法人非営利組織評価センターが共同開発したもので、その実施には私たち鎌倉市市民活動センター運営会議も参加しています。

では、「17」のチェックポイントとは何でしょうか？ 大きく3つのカテゴリーに分類されます。(1)「ミッション」団体の想い、組織の目的、目指す組織の姿と今の活動・取組みの視点(2)「組織の資源組織」活動の基盤(人材)、資金、事業、情報)と今の活動・取組みの視点(3)「ガバナンス」組織活動における基本的な管理体制の視点、です。理事やスタッフ、メンバーという立場、活動経験年数等でグループ化し、それぞれの項目を点数で評価してもらいます。「17」の視点の詳細と、評価結果の図表化例は、3ページをご覧ください。

「うちの団体は、組織として何の問題もない」「みんな楽しく活動しているので、大きなお世話だ」と言った声が聞こえてきます。でも、本当にそうでしょうか？ 「新しいメンバーが集まらない」「高齢化で組織の存続が危うい」「活動の幅を広げたいが、資金不足」「組織運営に関心のないメンバーが多く、停滞感がある」等々…。

ここでちょっと立ち止まって、「17」のチェックポイントにより組織を見直してみませんか？ 浮上した課題の解決が、より足腰の強い、メンバー・市民からも頼られる団体となる契機になるのではないのでしょうか？ 私たち鎌倉市市民活動センター運営会議は、そのお手伝いをさせていただきます。

(理事 志倉知也)

- 鎌倉市市民活動センター運営会議(以下、運営会議)は、市民活動団体支援を目的とするNPO中間支援組織です
- 運営会議は、鎌倉市NPOセンター(鎌倉・大船)2館の指定管理者です
- 鎌倉における市民活動の活性化と自立を支援し、共に豊かな地域社会をめざします

## 第22回通常総会が 書面表決で開催しました

去る5月22日、第22回通常総会が開催されました。昨年に続き書面評決の総会としました。

総会終了後ただちに（午後3時から）総会報告会がZOOMで開催されました。

以下その報告会の様子の概要をお知らせいたします。

総会および報告会の役員  
司会…大津理津子（事務局次長）  
議長（書面評決開票立会人）…高橋一夫  
議事録署名人…小山俊一、水谷紀明  
書記…西畑直樹（事務局長）

大会の成立確認

令和3年4月1日現在正会員総数97名 正会員の過半数49名  
出席者数 委任状出席者32名  
議決権行使書出席者40名  
計72名

閉会のあいさつ

「書面表決に至った経緯」

理事長 石川勝己

ご承知のとおり東京都と埼玉県・千葉県に緊急事態宣言が発せられていて、神奈川県は蔓延防止重点措置が適用されております。

こういう状況下で定時総会を開催すれば、ご出席くださる会員の皆様にかえって多大なご迷惑をお掛けすることになりかねません。

理事会において慎重に検討した結果、残念ではございますが昨年に引き続き今年も書面評決の総会とせざるを得ないという結論に達しました。

会員の皆様にはこの点につきましてご理解とご了承をお願い申し上げます。

なお総会は書面評決で行いましたが、その結果のご報告は速やかに行いたいと考えて、このような形で報告会を開催させていた

だいた次第です。

また、会員の方から、そもそもこのような書面評決の総会は定款上問題はないのか、というご指摘がありました。定款はコロナ禍を想定しておりません。

書面評決による総会は超法規的な取り扱いといわざるを得ません。このような超法規的な取り扱いは本来好ましいことではありません。

安易に行われるようなことは絶対に防止しなければなりません。

ですから大至急定款を変更して、どういう場合に書面評決の総会が許されるのかを明らかにしたいと思えます。来年度の総会で提案したいと思えます。以上、報告会の冒頭にあたり、一言説明させていただきました。

評決結果

■第1号議案（令和2年度事業報告）賛成72、反対0、賛成過半数で可決

■第2号議案（令和2年度決算報告・監査報告）賛成72、反対0、賛成過半数で可決

■第3号議案（令和3年度事業計画案）賛成72、反対0、

賛成過半数で可決

■第4号議案 令和3年度活動予算案は72 賛成、反対0、賛成過半数で可決

■第5号議案 定款変更の件は賛成60、反対6、賛成4分の3以上で可決

閉会のあいさつ

理事長 石川勝己

多くの会員の皆様から議決権行使書や委任状をさっそくご提出いただく、書面評決の総会を開催することができました。開催に際し、会員の方から貴重なご質問をいただいております。

すなわち、認定特定非営利活動法人であるのに寄附金（令和3年度予算10万円）があまりにも少ない、このような状況になってしまふのは何故なのか、という質問です。2点にわたって回答いたします。

まず第1に、令和2年度の実績においては、特別定額給付金が支給された6月の、市民の方からの5万円のご寄付、2月のあいおい損保株式会社並びにその社員の皆

様からの35万円のご寄付、これらを含め、いただいた寄附金の合計は五十一万八千円強となっております。

令和3年度の予算については、やや慎重に寄付金収入を10万円とさせていただきます。

第2に、認定特定非営利活動法人の性格についてです。認定NPO法人に寄付をしますと寄付者については税制上の恩典が与えられます。ただし「認定」格を得たからと言って、黙っていても寄附金が集まるというものではありません。積極的に寄付を求めるとい活動をしないと寄附金は集まりません。

積極的に寄付を求める活動について2つ申しあげます。

運営会議と利用登録団体の「いきいきライフ年金・相続相談室」の共催で「相続セミナー」を年間数回開催します。そのセミナーで、認定NPO法人に相続財産を寄付した場合の税制上の恩典について説明することとしています。また令和3年度の自主事業業務計画において寄附金の確保をはじめ

運営会議の財政基盤の強化を図ることとしております。

以上をもってご質問に対する回答とさせていただきます。

これをもちまして、本日の報告会を全て終了させていただきます。ご視聴ありがとうございました。

(1 ページからの続き)

### 17の視点は次の通りです。

1. 設立時の活動の想い(組織の目的)は文書になっている。そして、それは一緒に活動している人たちに理解されている。
2. 組織の活動目的は、社会や地域を何とかしたいという想いや、今まではない新しい取り組みが定められている。
3. 組織のルール(規約、会則、定款等)は文書になっている。また活

動に関わる人たちも知っている。

4. 役員(理事、運営委員、監事)の役割や決め方を決めている。

5. 活動の計画書・報告書は毎年作成している。

6. 活動の予算書・決算書は毎年作成している。

7. 組織において、新たなボランティア、スタッフなどを受け入れる体制(人材育成担当スタッフの存在や受け入れ説明会の開催など)はできている。

8. 必要な資金の調達を行う工夫をしている。

9. 今の活動は、設立時に建てた何とかしたいという課題の解決に向かっている。

10. 自団体の活動に役立ちそうな社会情勢の変化を追いかけている。

11. 活動に関わる人たちの満足を得るための工夫をしている。

12. 広く社会に向け、働きかけや団体情報等の情報を発信している。

13. 会議(総会、役員会、理事会、運営委員会等)の記録(議事録等)を作成して保管している。

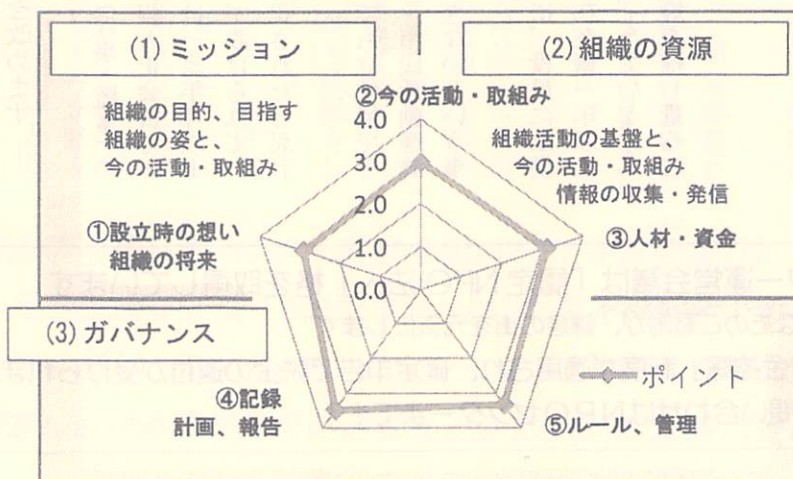
14. 個人情報(適正に管理(取得目的の明示等)している。

15. 現金・通帳・帳簿類、印鑑など

の管理についてのルール(複数人による管理等)は文書になっている。

16. 組織の活動規模や予算規模、活動エリアなど、将来に向けた組織のイメージがある。

17. これからの組織をどうしていきたいか、活動している人たちと話し合う機会を持っている。



「鎌倉を美しくする会」

— 高田晶子さんの寄稿を読んで —

1988年から会を始められた高田さん。当初は、地域の清掃活動でした。

様子が変わったのは2000年過ぎてから。町のシャツターなどへの塗料を使った落書きが大変な速さで広まったのです。対抗するため市、県警察、企業と連携し、多くの市民を巻き込んで活動された様子が、記事からは伝わります。しかしピーク時はお年600件あった落書きも昨年度300件を切るようになると、ベンチの保守などの活動はあるものの、出勤回数は静かに減少していきます。センターで活動帰りの彼女を毎日のように見かける私たちとしては、活動の成果として誇らしいような、でも少し寂しいような。「高田さん、いつもありがとうございます。美化活動をつづけながら、これからはどうぞ後進も育ててくださいね。」と心の中で祈るような気持ちです。私たちができる紹介やマッチングで少しでも支え、環境を大切にする人、美化

に関わる人たちが増加すると良いなあ、と心から思い、今回、特別に寄稿して頂きました。

町を美しくしたいという思いで続けた一つのNPOの動き。何らかの形で次の世代に引き継ぎたい。油断すれば増える落書き、ゴミ箱からあふれるごみ、海岸に打ち寄せられるプラスチック。鎌倉の美化という活動はいままでもこれからも休止するわけにはいきません。どうぞ皆さんのお力をこれからお貸しください。

副理事長 入江 麻理子



## 会員募集

運営会議は会員によって支えられています。入会随時です。

### 〈会費〉

#### 正会員

個人正会員 2,000円

団体正会員 3,000円

#### 賛助会員

個人 1,000円、2口以上

団体 1,000円、3口以上

正会員数 83名

団体正会員数 13団体

賛助会員数 17名

賛助団体数 176団体

(6月1日現在)

役員の上候補資格要件について

— 役員選挙規定を改めます —

現行の役員選挙規定では、役員(理事・監事)の上候補資格要件は「4月1日現在個人正会員であること」とされています。かつては一定年月以上の会員歴要件(例えば一年以上)が設けられていたことを考えますと、かなり弾力化されたと思われま

ただし、会員になって直後の人でも立候補できませんので、立候補した人の、人物・市民活動経験等について、会員として判断ができないという事態もありえます。

このような短所を是正するために、役員に立候補するにあたっては、4月1日現在在籍一年以上の会員3名以上の推薦を得ること、といたします。推薦人を介して立候補者の人柄等を推し量ることも可能になります。

鎌倉市市民活動センター運営会議は「認定NPO法人」格を取得しています

“あなたのご寄附が、鎌倉の街を元気にします”

ご寄附いただいた場合、「寄附金控除」制度が適用され、確定申告で税金の還付が受けられます  
お問い合わせはNPOセンターまで!!

「ごみを拾い、落書き消して四半世紀

―きれいなまちが気持ちいい―

鎌倉を美しくする会 代表 高田 晶子

次の世代に自分たちの実績と活動のノウハウを伝えたい、そんな思いの一端をまとめていただきました。活動のノウハウは遠慮なくお尋ねください。

■会発足の経緯

1988年当時の観光客数は年間、それに伴う散乱ごみ、公衆トイレの問題は深刻でした。2200万人という途方もない数それに伴う散乱ごみ、公衆トイレ問題は深刻でした。



金網かごとごみ 1995年頃  
鎌倉駅西口 土日祝日のごみ  
ごみの中心に金網かごがある

1990年知っているようで知らない市内公衆トイレと、世界の街角ごみ箱に焦点を当て、鎌倉駅東口前の現鎌倉生涯学習センター地下ホールで写真展を開催し、ごみのポイ捨て防止啓発活動は多くの共感をえました。



**落書き防止条例で  
古都の景観守ろう**  
鎌倉市民、市に案提出

古都・鎌倉の景観を維持している市民団体「キープ鎌倉クリーン推進会議」(高田晶子代表)は1日、散乱防止の落書き防止条例案をまとめた、市に提出した。道路や公園など公共の場所へ、他人が所有、管理する建物などに手紙を貼らないで文字や図形、模様を置くことを「落書き」と定義。ほかの自治体の例も参考に5万円以下の罰金や没収没収などの規定を盛り込んだ。

同会議によると、市内の落書きはここ数年、増加しつつあり、同会議は昨年6月から、前年作業を続けている。昨年5月の調査では、5区鎌倉駅前から山比が浜海岸までの約1.5キロメートルの区間の落書きを見つけ、消したという。高田さんは「落書きは鎌倉の景観を損ない、放浪すれば犯罪の温床となる恐れがある。落書き防止は文化財の保護にもつながるのでは」と話す。

市が設置している「まち美化推進協議会」が同様の条例案の検討を進めており、今夏提出された案も参考に12月定例会市議会での成立を目指している。 2009.12.29

- なぜ条例が必要なの？ ①窓口が新設されます ②条例を実行するための行動計画を立てます ③実施プランをつくります ④実行を高めるための予算が付きます ⑤終了後検証します

■2009年度～2020年度 地区別落書き件数 (貼り紙含む)

資料1	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	合計
2009年度(H21)	262	113	9	95	21	500
2010年度(H22)	270	74	13	38	22	417
2011年度(H23)	215	259	12	165	28	679
2012年度(H24)	227	182	23	140	30	602
2013年度(H25)	227	71	16	105	13	432
2014年度(H26)	477	32	30	53	1	593
2015年度(H27)	485	23	41	41	37	627
2016年度(H28)	469	88	6	72	11	646
2017年度(H29)	234	80	15	42	17	388
2018年度(H30)	226	81	41	33	0	381
2019年度(令和1)	167	32	1	80	2	282
2020年度(令和2)	143	11	22	100	11	287
地区別合計	3402	1046	229	964	193	5834
%	58.8	18.7	3.8	15.6	3.3	100

資料作成 鎌倉を美しくする会

■二つの環境美化条例が制定された  
★クリーンがまくら条例 平成13年(2001年) 10月施行  
★落書き防止条例 平成16年(2004年) 12月施行

― 条例を実効あるものに  
 ■落書きゼロの維持には  
 書かれたら直ぐ消す体制を

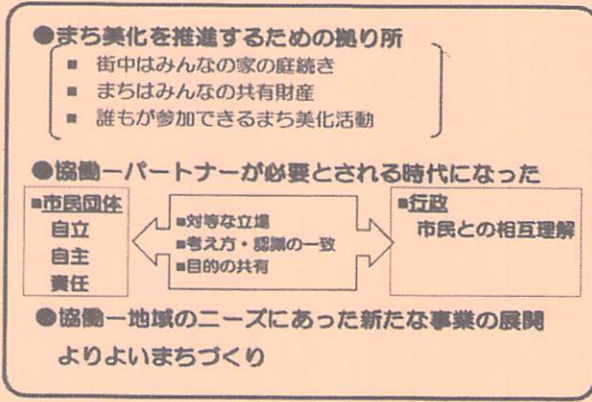
◆2002年より市内がアツと  
 いう間に落書きだらけ

◆2003年より手探りの活動開  
 始 平塚をみがく会 関西ペイ  
 ント アサヒペンの支援を得る

◆2004年7月落書き防止条  
 例制定を提言 05年4月施行  
 ◆2006年12月行動計画

策定の陳情 07年実現

◆2009年4月より市との協働  
 事業スタート 落書き記録開始  
 情報を市・県・警察と共有



■インドレス犯罪に果敢な取組  
 落書きゼロを維持する為に、通年の  
 パトロールと消去活動、記録に日夜  
 時間を割いています。落書きは  
 早期発見・早期消去がモットーです。  
 2005年からスタートした鎌倉市と  
 の協働事業から落書き消去活動を数値  
 化した結果、その成果が把握しやす  
 くなりました。また活動推進は  
 サポーターからの情報提供に負う処も  
 大で、ボランティア参加のあり方の  
 良い事例と言えます。

●落書きゼロの活動記録概要

2009年度から2020年度まで  
 年間400件から600件を推移の  
 落書き件数は2019年度初めて  
 282件に、2020年度も287件  
 と200件台に減少しました。

落書き件数には大きな落書きから拳程  
 の貼り紙もあり、鋭い目が必要です。  
 落書き件数は鎌倉地区▽腰越地区▽  
 大船地区に当初集中していましたが、  
 鎌倉・腰越地区が減った為、現在では  
 半減になりました。鎌倉観光のメツカ  
 腰越海岸と七里ヶ浜周辺の落書きが  
 減ったことは喜ばしいことです。  
 落書き件数は半減したとは言え、手を  
 抜くとたちまち増加の可能性大です。  
 落書きを許さぬ意識向上と活動が必要  
 です。参加の広がりを目指します。

落書きを見つけたらどこに連絡すればいいの？

鎌倉市役所環境保全課です 電話:0467-23-3000へ  
 落書きは犯罪です しない! させない! 許さない!

■2020 (令和2) 年度 落書き・貼り紙発見処理一覧表

資料2	落書き形態		貼り紙形態		月合計	処理有無	
	タグ	絵	手書き	印刷		処理済	未処理
4月	10	0	1	7	18	18	0
5月	17	0	2	27	46	46	0
6月	2	0	5	5	12	12	0
7月	4	0	4	4	12	12	0
8月	4	0	1	1	6	6	0
9月	3	0	9	11	23	23	0
10月	2	0	5	7	14	14	0
11月	4	0	11	2	17	17	0
12月	11	0	1	5	17	17	0
1月	23	0	13	33	69	69	0
2月	2	0	3	12	17	17	0
3月	16	0	1	19	36	36	0
累計	98	0	56	133	287	287	0
合計	98		189		資料作成:鎌倉を美しくする会		
総合計	287						

# NPO支援かまくらファンド

公開審査会を11月3日に開催  
貴団体の活動資金を助成します  
是非、ご応募を！！！！

『かまくらファンド』とは

市民の方々の暖かいご寄附により  
鎌倉で社会貢献活動を行う団体活動を  
助成するための資金です。

◆公開審査会：2021年11月3日（水・祝）

◆応募受付：2021年 9月1日（水）～9月30日（木）

◆助成金総額：40万円

◆応募基準：鎌倉で社会貢献活動を行っている団体が2022年  
10月までに行う事業

※過去に2回以上助成を受けた団体は応募出来ません。

【問合せ】NPOセンター鎌倉 ☎0467-60-4555

応募要領、申込書はNPOセンターホームページから  
ダウンロードできます。（8月1日より）

